社会福祉法人フレンドランド福祉会

る措置を講じることが求められました。

虐待防止に関する指針

1 目的

令和3年度介護報酬改定に伴う「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)改正において、虐待防止対策をとることが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関す

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法」という。)が平成24年10月1日から施行され、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者虐待防止の更なる推進・身体拘束等の適正化のための事項が義務化されました。

本指針は、「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和 3 年厚生労働省告示第 71 号)」第 9 条第 1 号から第 4 号までの規定及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)」第 40 条の 2 第 1 号から第 3 号までの規定に基づき定めるものです。

2 基本的考え方

社会福祉法人フレンドランド福祉会(以下「法人」という。)では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- (1) 身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 放棄・放任:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待:利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に 財産上の利益を得ること。

3 虐待防止に係る体制

(1) 虐待防止検討委員会

法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置します。

なお、委員会の運営責任者は施設長とし、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下、担当者)」は各管理者とし、委員会の構成員と役割は、次のとおりとします。

- ① 施設長(運営責任者)
- ② 管理者(担当者)
- ③ 必要ある場合に、法人役員、第三者委員、虐待防止の専門家を加えることができるものとします。
- (2) 委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要な都度運営責任者が招集します。
- (3) 委員会の議題は、運営責任者が定める。具体的には、次のような内容について協議します。
 - ① 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる ための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防 止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 職員研修に関する基本方針

(1) 研修内容

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的 内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止を徹底し、 次のプログラムにより実施するものとします。

- ① 高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策

(2) 職員研修は、年 1 回以上行うこととし、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を行うこととします。

なお、研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電 磁的記録等により保存することとします。

5 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

虐待又はその疑い(以下「虐待等」という。)が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 相談・報告体制

(1) 虐待を発見した場合

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。

なお、虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。

虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、 関係者から事情を確認します。

これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告するとともに、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明等を行います。

7 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について 苦情担当責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他 の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるものとします。また、法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

10 虐待の防止の推進

前記4に定める研修会のほか、行政、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、 その他協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用 者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとします。

11 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項については別に定めます。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。